

1. 件名: 日本核燃料開発(株)の核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請に係る
面談

2. 日時: 令和2年12月14日(月)15:30~17:00

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、堀内安全審査官

日本核燃料開発(株)保安管理部長 他6名

5. 要旨

(1) 日本核燃料開発(株)から、令和2年9月29日付けで申請のあった「NFDホットラボ施設保安規定」の変更認可申請について、資料に基づき説明を受けた。原子力規制庁から、主に以下の点について指摘した。

○保安規定において、品質管理基準規則に基づき品質マネジメントシステムを策定する規定がある一方で、下部規程として「保安活動に関わる品質マネジメント計画書」が策定されており、保安規定と下部規程の位置付けが不明確であるため、関連づけを明確にすること。

○保安活動に関わる品質マネジメントシステム計画書に基づく保安活動について、個別業務に関する計画の策定及び実施等を行う主体が明確となっていないため明確にすること。

○非常事態が発生した際に見学者等の外来者を含む施設内にいる者に対して避難指示を発することが明確となっていないため明確にすること。

(2) 日本核燃料開発(株)から、承知した旨の発言があった。

6. 資料

- ・NFDホットラボ施設保安規定保安規定新審査基準適合確認資料
- ・品質管理基準とその解釈との対比表
- ・保安のための措置等に係る運用ガイド／保安規定比較表
- ・核燃料物質使用許可と保安規定との対応表

以上